

一般社団法人日本サステナブルサロン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本サステナブルサロン協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、サステナブルサロン（持続可能な業界への移行と環境・社会的配慮の両立につながる独自認証）制度を普及させることをもって、美容業界の発展と持続可能な社会の実現に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 サステナブルサロンの認定・審査事業
- 2 サステナブルサロンに係る調査研究、推進、教育・啓発活動、課題解決の事業
- 3 サステナブルサロンに係る製品の企画・提案
- 4 サステナブルサロンに関連する国際規格の情報蓄積・共有
- 5 サステナブルな取り組みを目指す会員間の交流及び連携
- 6 イベントやアワード、勉強会等の企画開催
- 7 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、正会員として入会した個人
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、一般会員として入会した個人及び法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員に関する詳細は、総会の決議によって別途定める。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする個人又は法人は、総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得なければならない。

(経費負担)

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 退会は、総会において別に定めるところにより届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、法人法第 49 条第 2 項に定める総会の特別決議（以下「総会の特別決議」という。）によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款やその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、総正会員が同意したとき又は死亡し若しくは会員である法人が解散したときにその資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に開催し、臨時総会は、随時必要に応じて開催する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(決議)

第 13 条 当法人の総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第4章 役員

(員数)

- 第14条 当法人に、理事2名以上を置く。
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

- 第15条 理事は、総会の決議によって選任する。
2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(職務及び権限)

- 第16条 理事は、法令及び本定款に定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、法令及び本定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(任期)

- 第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
4 理事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

第5章 計算

(事業年度)

- 第18条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金)

- 第19条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第20条 本定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 21 条 当法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 22 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時役員)

第 24 条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員 猿田哲也

設立時社員 那須清和

以下略